

令和 7 年度 事業計画書

公益財団法人
三条市交通安全協会

令和7年度事業計画（案）

「交通安全活動を通じ三条市民の安全安心を推進する」

令和6年中の新潟県内の人身交通事故は発生件数、負傷者数は前年と比較し、減少したものの、死亡者数は前年と同数の55人となりました。また、死者数55人のうち、65歳以上の高齢者が39人と全体の70.9%を占めており、依然として高齢者が関与する交通事故が多く発生しています。

一方、三条市では発生件数、死亡者数、負傷者数は昨年と比べて増加となりました。三条市の事故の特徴としては、交差点事故が全人身事故の6割以上を占めているほか高齢者が関与する事故が全人身事故の半数近くを占めています。事故の傾向としては、信号無視による事故が県内の平均よりも多くなっています。

これらの実態を踏まえ、新潟県では第11次新潟県交通安全計画に基づく「令和7年新潟県交通安全広報計画」を定め、下記の交通安全広報の実施方針が示されました。

年間を通じた重点事項として、

①高齢者の交通事故防止、②歩行者及び自転車の安全確保、③飲酒運転の根絶、④シートベルトとチャイルドシート着用の徹底

また、特に重点とする事項として昨年に引き続き、①自転車ヘルメットの着用促進、

②横断歩行者優先の徹底が示されました。

当協会では、令和7年度においても市民の最も身近で危険な交通事故防止を図るため、引き続き警察、市、関係団体等と連携した交通安全活動を推進して参ります。

これまでの街頭広報啓発活動に加え「ぶじカエルちゃん安全安心ホットラインサービス」事業、「シルバー川柳コンテスト」など市民に親しみのある活動を継続して推進し、市民や運転者に向けた交通ルール・マナーなどの交通安全情報をタイムリーに提供するとともに、交通安全意識の高揚に努めていきたいと考えています。

また、令和7年3月24日から運転免許証とマイナンバーカードとの一体化やオンライン講習の実施が開始されるなど、運転免許証に関する手続きが大きく変化していく中で、適切な情報発信と誤りのない免許関係事務を行い、引き続き市民の運転免許関係手続きの利便性の向上を図っていくこととします。

一方、日々献身的に交通安全活動に携わっていただいている各支部の高齢化と後継者不足が加速するなど厳しい現状に直面しておりますが、地域の交通安全活動をより一層推進し、三条交通センターの利便性の向上と安定的な運営を図るため財政基盤の強化策として検討中でありました「賛助会員制度」につきましても、当年度から具体的な加入促進活動を開始し、幅広い事業所様から交通安全活動にご支援、ご協力をしていただけるよう努力して参ります。関係各位には、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

これらを踏まえ、令和7年度事業実施計画を次のとおり策定しました。

第1 交通安全活動事業（公益目的事業1）
1 新潟県交通安全対策重点項目の推進

推進項目	推進内容
1 高齢者の交通事故防止	(1) 高齢者「三条シルバー川柳」事業(第4回目) 募集期間：毎年5月から10月末日まで (2) 「いきいきクラブチャレンジ100」への積極的参加 (3) 高齢者に特化した交通安全活動の推進 (4) スーパー、定期市場等における反射材、チラシ配布などの広報啓発活動
2 歩行者及び自転車の安全確保	子どもの交通安全対策 (1) 小学校自転車交通安全教室への協力(4月～6月) (2) 小学生対象の交通安全資料と夜光反射材の贈呈(7月) オリジナル「ぶじカエルちゃん反射材」贈呈 (3) 新入学児童ランドセルカバー等贈呈(3月) (4) 通学路における見守り街頭指導活動 (5) 早朝一斉街頭指導(毎月第2水曜日) (6) 「信号機のない横断歩道は歩行者優先」広報・啓発活動強化 運転者の横断歩行者を守る意識と、歩行者の「横断歩道を渡るサイン」意識の向上(通年) (7) 自転車保険加入の義務化とヘルメット着用義務化の広報啓発活動
3 飲酒運転の根絶	(1) 各種交通安全運動時の広報車広報、チラシ配布等の啓発活動 (2) 安全運転管理事業所に対する啓発活動 「飲酒の有無確認義務化」の周知 (3) 運転免許更新時講習での教育
4 全席でのシートベルトとチャイルドシート着用の徹底	(1) 広報車広報、及びスーパー、定期市場等におけるチラシ配布などの啓発活動 (2) 運転免許更新時講習での教育 (3) チャイルドシート貸出しでの着用呼びかけ 合計10台

2 効果的な交通安全活動

推進項目	推進内容
1 各期交通安全運動取組	(1) 全国運動 ア 春の全国交通安全運動 4月6日(日)～4月15日(火) イ 秋の全国交通安全運動 9月21日(日)～9月30日(火) (2) 県の運動 ア 止まって！横断歩道キャンペーン 4月1日(火)～令和8年3月31日(火) イ 夏の交通事故防止運動 7月22日(火)～7月31日(木) ウ 高齢者交通事故防止運動 10月1日(水)～10月31日(金) エ 冬の交通事故防止運動 12月11日(木)～12月20日(土) (3) 市の運動 三条市交通安全の日 6月中、6月25日(水) (4) その他取組 ア 自転車ヘルメット着用促進 県民キャンペーン 4月1日(火)～令和8年3月31日(火) イ 自転車安全月間 5月1日(木)～5月31日(土)
2 地域・関係機関と連携した交通安全活動	(1) 地域に密着した交通安全活動 ア 通学路における見守り街頭指導活動 イ カーブミラー点検(栄支部) ウ のぼり旗掲出及び管理 エ 交通安全立看板設置及び管理(下田支部) オ 交通標識及び危険箇所点検 (2) 市・警察・関係団体との連携 市内各地域での祭り、マラソン大会等各種イベントの協力
3 事業所の交通安全対策	(1) 安全運転管理者等法定講習の100%受講 (2) 自動車学校と連携した安全運転講習会(6月) (3) 新潟県安全運転管理者協会による研修等への参加 ア 安全運転実践運動への取組(10月～11月) イ 安全運転管理者研修会(10月～長岡市) ウ 安全運転中央研修所における研修(10月)(茨城県) エ 運転適性検査(12月) (4) 交通安全用品の配布(のぼり旗、ステッカー等) (5) 「飲酒の有無確認」義務化の周知
4 適正かつ効果的な顕彰	(1) 市民の更なる交通安全意識向上のための顕彰活動 ア 優秀運転者表彰 イ 交通安全功労者表彰 等

3 効果的な情報発信活動

推進項目	推進内容
1 ソーシャル ネットワーキ ングサービス (SNS)を活 用した情報発 信活動	(1) ぶじカエルちゃん安全安心ホットラインサービス事業の充実 ア 登録者数の更なる増加 イ 交通安全情報及びコンテンツの充実 (2) 協賛事業所・協賛店の拡充 SNS 向け協賛事業所・協賛店制度を構築し、登録者全員が活用 可能な魅力あるシステムの確立 (3) SNS 活用の会員特典サービスの更なる充実 ア 協賛店割引等サービス イ チャイルドシート貸出事業 ウ 優秀運転者表彰等申請証明手数料減免 エ 入会時粗品進呈
2 従前による 情報発信活動	(1) チラシの発行と配布活動 ア 「交通安全だより」(夏季号、新年号) イ 三条市交通安全の日(6・25 ムジコの日) ウ 「三条シルバー川柳」チラシ エ 交通安全協会入会案内チラシ 等 これらチラシを各種交通安全活動に合わせ啓発品とともに配布 (2) 交通安全啓発品の配布及びあっせん オリジナル「ぶじカエルちゃん」啓発品の普及 ア のぼり旗 イ 横断旗 ウ 夜光反射材・シール エ ステッカー オ 高齢者マーク等

4 各種会議の開催

1 理事会	年2回	業務執行等の決定を行うために開催
2 定時評議員会	年1回	決算の承認、法律・定款に定める決議を行うために開催
3 監査会	年2回	決算等の財産状況、業務執行状況を監査
4 正副会長会議	随時	重要事項及び懸案事項等を協議
5 定例会	年6回	当面の交通安全活動方策について協議
6 支部会	随時	地域の交通安全活動具体的推進方策について協議
7 専門部会	随時	専門的事業の効果的推進方策を協議 総務部会、安全運転管理者部会、女性部会、二輪車部会、 特別賛助会員制度委員会、情報提供特別委員会

第2 交通安全に関する受託事業及び関連事業（公益目的事業2）

推進項目	推進内容
県の受託事業	(1) 運転免許事務補助事業 ア 免許証の更新事務 イ 再交付事務 ウ 記載事項変更事務 エ 運転適性検査 (2) 運転免許更新時講習 ア 優良運転者講習 イ 一般運転者講習 (3) 自動車保管場所証明事務 (4) 原付バイク講習業務 (5) 違反者講習のうち「社会参加活動」実施業務 一般社団法人新潟県自動車教習所経由による受託
2 県の関連業務	(1) 新潟県手数料収納業務 (2) 運転免許証郵送業務
3 三条市からの受託業務	(1) 交通指導隊業務 栄支部 10 人、下田支部 8 人、合計 18 人編成 地域巡回広報、通学路街頭指導、各種イベント交通整理、 交通安全立看板設置及び撤去作業等の交通安全活動一般

第3 収益事業

推進項目	推進内容
1 写真撮影業務	免許更新者等の利便を図るために実施
2 自動車登録番号標 封印取付業務	車両ユーザーの利便を図るために実施 一般財団法人新潟県自動車標板協会の分室として受託 （道路運送車両法 第 28 条の 3）

令和7年度 月別行事計画（案）

（公財）三条市交通安全協会

区分	行 事 (地区・県関係)	会 議 等 (地区・県関係)	地区講習	そ の 他 (地区・県・事務局)
4 月	・春の全国交通安全運動(6日～15日)出発式7日 ・早朝一斉街頭指導(7日) ・小学校自転車交通安全教室(4月～6月中)	・定例会(24日) ・総務部会(活動方針、表彰審査等)	・原付講習(13, 27日)	・安管協：事務局長会議(18日) ・安協：事務局長会議(23日)
5 月	・自転車安全運転月間(5月中) ・早朝一斉街頭指導(14日)	・会計監査(6年度) ・県安管協 第1回通常理事会(8日) ・三条通常理事会(20日) ・県安協通常理事会(27日) ・県安管協 定時総会(28日)	・原付講習(25日)	・地区連名等表彰上申 ・秋の表彰上申(交通安全功労者等)
6 月	・「三条市交通安全の日」(6月中) 「6・25無事故の日」(25日) ・早朝一斉街頭指導(11日) ・さかえ花菖蒲祭り(中旬)	・三条 定時評議員会(5日) ・県安協 定時評議員会(13日) ・定例会(26日)	・原付講習(15日) ・安管法定講習(13日)	
7 月	・小学校向け夜光反射材、交通安全教育資料の贈呈(中旬) ・夏の交通事故防止運動(22日～31日) ・栄ふるさと夏祭り(下旬) ・早朝一斉街頭指導(9日)		・安管法定講習(15日) ・原付講習(6日)	・県民交通安全フェア新潟テルサ(25日) - 交通安全表彰式
8 月	・しただふるさと夏祭り(下旬)	・安管部会役員会議(上旬) ・定例会(28日)		

区分	行 事 (地区・県関係)	会 議 等 (地区・県関係)	地区講習	そ の 他 (地区・県・事務局)
9 月	・秋の全国交通安全運動 (21 日～30 日) ・いきいきクラブチャレンジ 100 (9 月 23 日～12 月 31 日) ・安全運転チャレンジ 100 (9 月 23 日～12 月 31 日) ・早朝一斉街頭指導(10 日)		・原付講習 (7, 28 日)	
10 月	・高齢者交通事故防止運動 (10 月中) ・県安管協 安全運転実践運動 (10 月 1 日～11 月 30 日) ・早朝一斉街頭指導(8 日)	・定例会 (30 日) 秋の表彰伝達式 ・県安協女性部研修会 (24 日)	・安管法定講習(9 日) ・原付講習 (19 日)	・県安協：高齢者自転車大会
11 月	・早朝一斉街頭指導(12 日)	・二輪車部会役員会議 ・二輪車部会		・県央地区安全協会連絡協議会 (下旬)
12 月	・冬の交通事故防止運動 (11 日～20 日) ・早朝一斉街頭指導 (11 日)	・上期監査 ・定例会 (18 日) ・総務部会		・優秀運転者表彰上申 (優良運転者) ・安管事業所運転適性検査(12 月中)
1 月	・交通安全祈願祭(下旬)			
2 月		・定例会 (27 日) ・総務部会		・各種表彰上申 (安管定例、県知事表彰等)
3 月	・新入学児童ランドセルカバー等贈呈式 (中旬)	・支部長会議 ・安管部会 下期役員会議(上旬) ・県安協通常理事会 ・県安管協 第 2 回通常理事会 ・正副会長総務部会長会議 ・三条通常理事会 (下旬)		・表彰上申 (県知事・交対協表彰)

(通年) 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

※ 止まって！横断歩道キャンペーン

※ 自転車ヘルメット着用促進キャンペーン